別表十六㈣の記載要領第三号の次に次の一号を加える。

４　「残価保証額　⑮」の欄は、そのよるべき償却の方法として経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「０」と記載すること。

５　「残価保証額　⑱」の欄は、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引（令第48条の２第５項第５号（減価償却資産の償却の方法）に規定する所有権移転外リース取引をいう。第７号(3)において同じ。）に係る契約が令和９年４月１日以後に締結されたものにあつては、「０」と記載すること。

別表十六㈤の表中「租税特別措置法適用条項」を「旧租税特別措置法適用条項」に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号(1)において「令和７年旧措置法」という。）」に改め、同第四号(1)中「「租税特別措置法適用条項　(7)」」を「「旧租税特別措置法適用条項　(7)」」に、「、租税特別措置法」を「、令和７年旧措置法」に改める。

別表十六㈥の記載要領第一号中「法人が」の次に「租税特別措置法第67条の５（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の」を加える。

別表十六㈦の記載要領第一号中「。以下この号において「平成30年改正令」という。」及び「又は平成30年改正令第１条の規定による改正前の法人税法施行令第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則第14条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

別表十六(十一)の表中

非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第16項各号に該当しない場合	非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第16項第１号に該当する場合

を

令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合	令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第１号に該当する場合

に改め、同表の記載要領第一号中「が法」の次に「第62条の８（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第２条の規定による改正前の法人税法」を加え、同第三号中「欄は」を「各欄は」に改め、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

４　令和７年４月１日前に行われた法第62条の８第１項に規定する非適格合併等にあつては、「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合」及び「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第１号に該当する場合」の各欄は、それぞれ「非適格合併等対価額がある場合又は令和７年旧令第123条の10第16項各号に該当しない場合」及び「非適格合併等対価額がない場合で令和７年旧令第123条の10第16項第１号に該当する場合」として、「(21)」から「(26)」まで及び「(27)」から「(34)」までの各欄の金額を記載すること。